Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百二十条第一項中「すべて」を「全て」に、「ついて内部格付手法」を「ついて、内部格付手法」に改める。

第百二十二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「信用リスク・アセットの額の合計額に」を「第百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に」に改め、同条第二項中「基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセント」を「、自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額」に、「基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセント」を「自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額」に改める。

第百二十三条中「第百二十七条第三項及び第五項に基づき」を「第百二十七条第四項及び第六項の規定により」に改める。

第百二十四条第一項中「第百二十七条第三項及び第五項」を「第百二十七条第四項及び第六項の規定」に改め、同条第二項中「第百二十七条第三項」を「第百二十七条第四項」に改め、同条第三項中「第百二十七条第五項」を「第百二十七条第六項」に改め、同条第四項中「二千五百パーセント」を「千二百五十パーセント」に改める。

第百二十六条第一号中「含む。）」の下に「、第百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第百五十四条の二から第百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額」を加え、同条第二号中「第十九条」を「第十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、「おいて、」の下に「同項中」を加え、同条に次の二号を加える。

三　第六章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

四　第六章の三に定めるところにより算出した第十九条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

第百二十七条第二項中「前項第三号」を「前項の規定にかかわらず、同項第三号」に改め、同条第七項中「おいて、」の下に「同条中」を加え、「第百二十七条第六項により読み替え後の第百十条」を「第百二十七条第七項において読み替えて準用する第百十条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「おいて、」の下に「同条中」を加え、「第三項」を「第四項」に、「二千五百パーセント」を「千二百五十パーセント」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「（EAD）に」を「（EADをいう。）に当該」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「EAD」を「EADをいう。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内部格付手法採用組合は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

第百二十八条第一項中「（基礎的内部格付手法採用組合の場合は、第九十七条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）」を削る。

第百二十九条第二項第三号中「（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第六項」を「保険業法第二条第六項」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）」を削り、同条第三項第四号中「第百二十七条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定する」を「第百二十七条に定める」に改める。

6　内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第百四十条に次の一項を加える。

6　第百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

第百四十一条第九項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第十二項ただし書を削る。

第百四十八条第一項中「（基礎的内部格付手法採用組合の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削り、同条第二項中「（基礎的内部格付手法採用組合の場合、デフォルト・リスクについては、第九十七条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削る。

第百五十三条第二項中「当該取引の相手方」を「当該非同時決済取引の相手方」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「当該取引の約定額を」を「当該非同時決済取引の約定額を」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第百五十三条第三項第一号及び第二号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第三号中「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改め、同条第四項中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改める。

第百五十四条第二項中「第百二十七条、第百三十四条から第百三十六条まで、第百四十一条、第百四十二条」を「第百二十七条から前条まで」に、「EAD」を「EADをいう。」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百五十四条の二　第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。